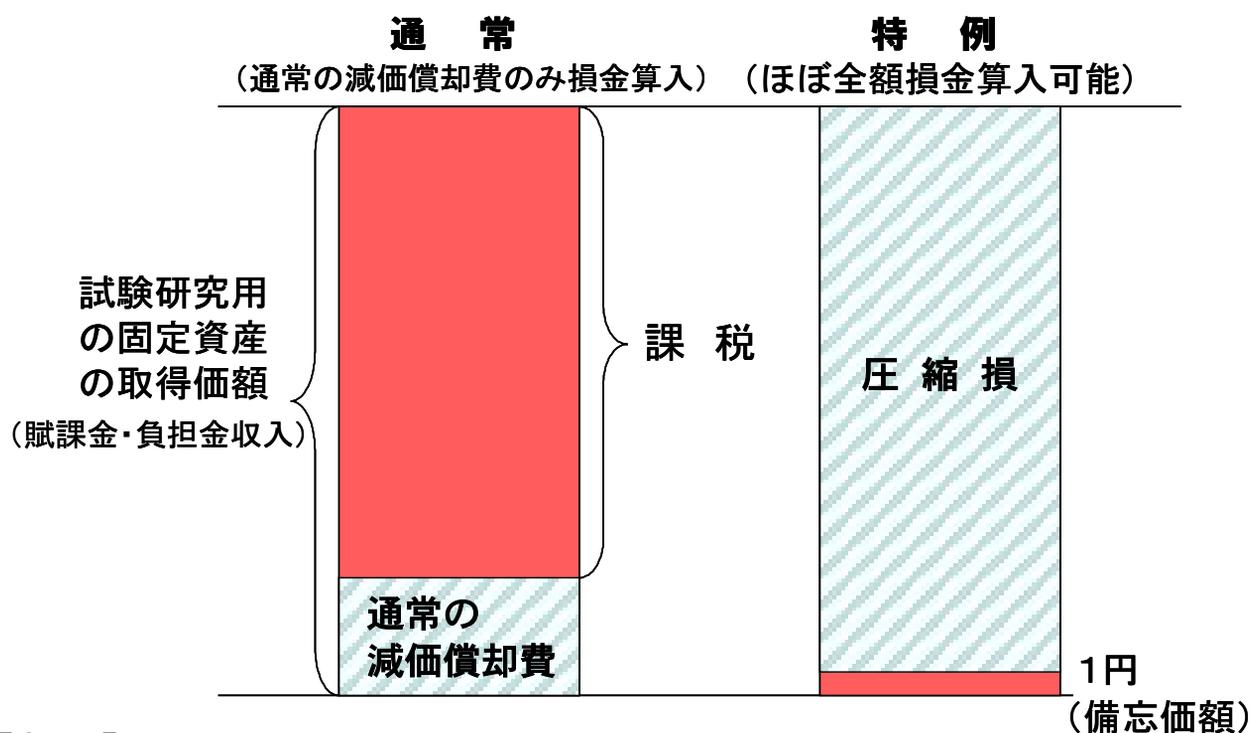


# 技術研究組合法に基づき取得した 試験研究用固定資産の圧縮額の損金算入 《法人税》

## 【対象者と内容】

技術研究組合が、技術研究組合法第9条第1項に規定される賦課金で試験研究用に取得した固定資産(租税特別措置法施行令第39条の21に規定されるものに限りま)について、当該技術研究組合において、簿価1円までの圧縮記帳を行うことが認められています。



## 【効果】

資産を取得する当年度において、当該資産の取得価額のほぼ全額(圧縮損)を損金算入し税額を発生させないこととする課税の繰り延べにより、他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて技術研究組合の試験研究や技術開発事業を推進することを目的とする特例措置です。

(根拠条項) 租税特別措置法第66条の10

担当部署	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 産学連携調整班
お問い合わせ先	(代表)03-3502-8111 (内線)5894 (直通)03-3502-5530